

# 総務文教常任委員会記録

令和7年12月8日

【開催日】 令和7年12月8日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前10時48分

【出席委員】

委員長	中岡英二	副委員長	伊場勇
委員	大年恒夫	委員	北永千賀
委員	白井健一郎	委員	藤岡修美
委員	宮本政志		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
協創部長	篠原正裕	協創部次長兼市民活動推進課長	河上雄治
協創部次長兼シティセールス課長	村田浩		
文化スポーツ推進課長	原田貴順	文化スポーツ推進課主幹兼地域クラブ推進室長	桑原睦
文化スポーツ推進課スポーツ振興係長	田島正秀		
監理室長	泉本憲之		
下水道課技監	小路弘史		
建築住宅課長	島津克則	建築住宅課主査	石田佳之
建築住宅課主査兼建築係長	山本雅之	建築住宅課建築係主任	長尾祐輔
建築住宅課建築係主任	明神孝明	建築住宅課建築係主任技師	秋本賢宏

【事務局出席者】

局長	中村潤之介	議事係長	岡田靖仁
----	-------	------	------

【審査内容】

- 1 議案第103号 市民体育館整備事業（建築主体工事）請負契約の締結について
- 2 議案第104号 市民体育館整備事業（機械設備工事）請負契約の締結について

中岡英二委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから総務文教常任委員会を開催いたします。審査番号 1 番、議案第 1 0 3 号市民体育館整備事業（建築主体工事）の請負契約の締結について、2 番、議案第 1 0 4 号市民体育館整備事業（機械設備工事）請負契約の締結について、一括で審査します。本日の資料がありますので、資料の内容を説明していただき、それから質疑に入りたいと思います。それでは、説明をお願いします。

原田文化スポーツ推進課長 それでは、文化スポーツ推進課より、議案第 1 0 3 号市民体育館整備事業（建築主体工事）請負契約の締結について及び議案第 1 0 4 号市民体育館整備事業（機械設備工事）請負契約の締結について、1 2 月 3 日の委員会において提出を求められた資料につきましては別添の資料を即日提出しておりますが、資料について説明を申し上げます。1 点目、令和 7 年 1 0 月 7 日付、市民体育館整備事業（建築主体工事）の工事請負仮契約書は、契約約款や特約条項を含めて片面で 2 9 ページ分あります。2 点目、令和 7 年 1 1 月 6 日付、市民体育館整備事業（機械設備工事）の工事請負仮契約書は、契約約款や特別条項を含めて片面で 2 9 ページ分あります。3 点目、市民体育館整備事業（建築主体工事）の仕様書は、図面を含めて片面で 6 8 ページ分あります。4 点目、市民体育館整備事業（建築主体工事）の設計書は、片面で 3 7 ページ分あります。5 点目、市民体育館整備事業（建築設備工事）の仕様書は、図面を含めて片面で 4 1 ページ分あります。6 点目、市民体育館整備事業（機械設備工事）の設計書は、A 4 片面で 4 1 ページ分あります。7 点目、市民体育館整備事業（電気設備工事）の仕様書は、図面を含めて片面で 2 9 ページ分あります。8 点目、市民体育館整備事業（電気設備工事）の設計書は、A 4 片面で 1 4 ページ分あります。合計 8 点、2 8 8 ページを資料として提出しております。なお、電気設備の図面に関しては、保安上公開が好ましくないものについて、一部資料を割愛しておりますので申し添えます。また、本日は文化スポーツ推進課をはじ

め、建築住宅課の建築士、下水道課の電気技師、監理室の職員が同席しております。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

中岡英二委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

白井健一郎委員 前回の分科会で疑問に思ったことを言います。地方債が使われていて、工事の完了は令和9年3月19日になっていて、これがもしも何らかの理由で工期が延長して令和9年4月1日を超えた場合の扱いがどうこうという話が出たんですけど、そこが分からないので、説明してください。

田島文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 市民体育館整備事業につきましては、緊急防災・減災事業債を活用することで予算を可決していただいているところです。市民体育館整備事業は、令和7年度、令和8年度の2か年の工事ということで、契約については令和9年3月19日までを工期としています。緊急防災・減災事業債につきましては、今のところ令和8年度までの地方債というところになっておりまして、市民体育館整備事業に活用できるかどうかというところが議論されてきました。こちらにつきましては、国から示されている資料によりまして、令和7年度に着工されていれば令和8年度についても同様の措置を講ずるというものがございましたので、令和7年度から令和8年度にかけて行う工事につきましても緊急防災・減災事業債が活用できると考えています。

白井健一郎委員 仮に工事が令和8年度中に終わらなかった場合、その場合には何らかの事情があると思いますけど、その場合はどういった扱いになるのですか。

篠原協創部長 令和8年度中に事業が終わらなかった場合の繰越しについては、一般的には地方債の繰越手続を想定しております。ただ、緊急防災・減

災害事業債につきましては、国から、適用事業期間は令和7年度までと示されており、令和7年度までに建設工事に着手した事業については工期が令和8年度になってもよいということです。事業期間終了後の在り方については、「地方公共団体における防災・減災対策に関する取組や地方の実情課題等を踏まえて検討する」という書き方になっておりますので、令和9年度での借入れについては明言できません。

白井健一郎委員 令和9年4月1日を超えた場合に関して、繰越手続は大丈夫と考えてよろしいんですか。

篠原協創部長 令和8年度の財源をもって令和9年度に繰り越すわけですから、一般的には繰り越せるものと考えております。ただ、緊急防災・減災事業債につきましては、事業期間が令和7年度までと明示されておりますので、令和9年度における財源措置については明言できないというのが実情です。

宮本政志委員 工期が延長した場合の質疑が出たので、そちらを質疑します。仮契約書の第21条に「受注者の請求による工期の延長」とありますね。受注者は、天候の不良その他受注者の責めに帰すことができない事由云々とあるのですが、これに関しては例えばどういったことが想定されるのか、お聞きします。

泉本監理室長 今回は建物の工事ということで、既存の建物を工事するので、例えば、隠蔽部などあらかじめ予測できなかった部分について工事の見直し等が起こったときには、受注者側の責というわけではなく、お互い協議して工期を延ばすことができると考えております。

宮本政志委員 予測できないこととは何か、もう少し分かりやすく説明してください。

泉本監理室長 例えば、先ほど申した隠蔽部には水道管等があったり、電気の配線があったり、予測できない部分もあると思います。そういうところの対応については、分かった時点で必要に応じて設計の見直し等をする必要がありますし、それに伴って工事の内容が変わる可能性がありますので、その部分については業者の責は問えないと考えています。

宮本政志委員 そうすると、工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による損失の場合も同じような解釈でいいのですか。

泉本監理室長 お見込みのとおりです。

宮本政志委員 天候の不良とは、具体的にどういうことですか。

泉本監理室長 「天候の不良等」とは、人為的なものも含むことになっております。一般的には暴風、豪雨、台風等のような天候によるもの、それから、騒乱などによるもの、自然現象や人為的なものが工期に影響した場合の規定となっています。

宮本政志委員 「等」がありましたか。第21条は「天候の不良」となっています。「等」はないですね。

泉本監理室長 失礼しました。こちらには「等」は入っておりません。ほかの条項中に入っているところがございますので、勘違いいたしました。おわび申し上げます。

宮本政志委員 「天候の不良」について、地震とか津波とかはどうなるのですか。

泉本監理室長 豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、そのようなものが全て含まれていると理解しております。

宮本政志委員 含まれているとおっしゃったのは、判例か何かの裏づけがありますか。

泉本監理室長 第20条に具体例が書いてございます。「工事用地等の確保ができないため、又は暴風豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、騒動その他の自然的若しくは人為的事象」と具体的に書かれています。

宮本政志委員 第20条に規定があるんだけど、全てこのことによって免責と考えたほうがいいんですか。

泉本監理室長 工期を延ばすということに関しては、このことがあれば全て延ばすべきと考えております。

宮本政志委員 それが怖いんですよ。例えば地震でも震度7の大地震のようなものもあれば、震度5程度で受注者がきちんと対策を講じていれば工期を延長しなくてよい場合もある。全てを地震のせいにするれば工期延長が認められてしまうとも受け止められるんだけど、その辺りは担保のしようがないのか。

泉本監理室長 委員がおっしゃるとおり、地震には震度7もあれば震度3もあります。ただ、地震が起こった場合には安全確認が必ず必要になってこようかと思えます。地震の被害の程度に応じて工期の延長等は勘案されるべきだと思っておりますので、例えば、震度3で本体そのものに影響がない場合でも、安全確認等の期間が必要であれば工期を延伸するという考え方になろうかと思えます。

宮本政志委員 そうすると、例えば震度3ぐらいで足場が崩れましたと。本来なら崩れるはずのないものが崩れたと。受注者側の落ち度があつてそれ

が発生した場合、第20条とか第21条とかには該当しませんと。第23条にいろいろあるんだけど、そういう協議の可能性がりますよっていう解釈でいいですか。

泉本監理室長 工期についての誠実協議というのは、法でもうたわれるとおりに実施するものと思います。しかし、明らかに業者の施工不良によって壊れたというものに関しては、受注者が責を問われるものと思いますが、ここは協議を行った上で的確に判断していくようになろうかと思います。

宮本政志委員 大きな工事ですぐに工期延長が認められるようであれば、いろいろな損害を市が負わないといけない。市が責任を負うということは、市民が責任を負わないといけないことになるので詳しくお聞きしてきています。第23条に、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者、つまり市が受注者に通知する旨があるんだけど、結構期間がありますね。協議開始の日から14日以内に協議が調わない、つまり2週間たっても調っていないという場合の想定だけど、14日間というのは期間としては妥当なのかな。

泉本監理室長 契約約款は、中央建設業審議会が標準約款を定めております。その中でも14日とうたわれておりまして、本市もそれを準用しています。一般的な事例であれば工期はこれぐらいとすぐに示せると思いますが、やはり工程の引き直しなどを考えれば2週間が妥当ではないかと思っています。

宮本政志委員 今少し出ましたが、この仮契約書は何を参考にしてつくられたんですか。

泉本監理室長 建設業法中に、国が中央建設業審議会を置くことがうたわれております。その審議会が標準請負契約約款を示しており、また、この約款を使用することの勧告もこの審議会が行っております。国、県、市に

については、これを使っているところです。

宮本政志委員 一般的損害が第27条に、第三者の損害が第28条に、不可抗力による損害が第29条に規定されていますが、これが損害賠償請求の条項ですか。

泉本監理室長 損害賠償請求につきましては、第49条、第49条の2、第49条の3で定めているところです。例えばですが、一般的損害とは工事中に材料などを毀損して損害を与えた場合とか、工事中に重機などが第三者に被害を与えた場合とかです。それから不可抗力とは災害などで足場が崩れてしまって受注者の責によらないもの等、発注者も負担すべきではないかというところがうたわれております。

大年恒夫委員 受注者の責任によって工期が延長した場合、何か担保はないのでしょうか。

泉本監理室長 受注者の責によって工事が完成しない場合には、先ほど申しましたように損害賠償請求できるようになっています。例えば、工期を迎えても工事が完成しない場合には、完成するまでの損害金を請求できるような規定になっております。また、工事が完成しないで相手方が契約解除等をした場合には、工事請負費の10分の1の担保を取っておりますので、それを違約金として市が徴収できると規定されております。

大年恒夫委員 では、事業債はきちんと使えると理解してよろしいですか。

泉本監理室長 この請負契約には起債等のことは記載しておらず、先ほど申したとおり、建設業の請負工事に関して定められた契約約款であります。ですから、その辺に関しましては、この工事請負契約約款で示すものではございません。

宮本政志委員 一般的損害とか第49条とか契約不適合責任とかを読んだときに、今の件は入っていないっておっしゃったけど、どこか適用させるようなところはないのか。だって、これは簡単に言ったら、令和9年3月31日までに事業債を活用できる段階まで工事が進んでいなかった場合に絶対的な保証は得られないってことですよね。繰越しは国が判断するわけだから。万が一のために結ぶのがこういう契約書であって、緊急防災・減災事業債を使えず、少し不利な事業債を使わざるを得ませんでしたから損失が出ますという場合に、その損失の責任が受注者にあると認められる場合には受注者がその損害を負うべきものなんだけど、それはこの契約書の中で適用できるような条項がないということですか。

泉本監理室長 委員がおっしゃられたとおり、この中でそういう財源の内訳等というのを求めるものはないです。

宮本政志委員 もしそういったことが起きた場合には、担当課はどういうふうに想定していますか。

篠原協創部長 財源につきましては、先ほど宮本委員から有利、不利という発言がありましたが、これは財政措置の観点から有利か不利かといったものなので、工事請負契約の中でそれを受注者に負わせるというのは少し違うのかなと感じております。請負代金をどこから調達してくるのかというのは、発注者側の考え方であります。

宮本政志委員 もし事業債を使うことができなかった場合、そして、その責任が仮に受注者側にあった場合、それを請求できるような契約書になっていません。もっと不利な事業債を使うようになったら今の予定よりも損失が出ますよね。その分は市がかぶらないといけないということですよ。それに対して議会は議会で考えないといけないけど、担当課はどのように考えておられるのか。それが起きたときにはもう仕方ないということなのか。

篠原協創部長 万が一、緊急防災・減災事業債を使えないとなった場合には、また別の手段で資金調達します。不利な財源になったとしても、これはやむを得ないと考えております。

宮本政志委員 そこがしっくりこないんです。仕事を受けた側のミスとか責任とかで市に損失を負わせると。市の損失ということは市民の損失ということなんですよ。だけど、それを請求できる条項はない。もっと不利な事業債を使わざるを得ず、例えば数千万円レベルで損失が膨らんだと。それを許す前提での契約内容でいいのか。この契約書を読んだときにもどうしても気になるんです。山口東京理科大学については、今までたくさん公共工事をしているよね。内容は同じなんですか。

泉本監理室長 内容は同じでございます。建設業法でこの契約約款を使うように定められておりますので、全てこれを使ってきたところですよ。

宮本政志委員 例えば、市場のときに、よく「弁護士」という言葉が執行部から出ていたんだけど、こういうことを想定して市が弁護士に相談することはないのか。こういうことを想定していなかったのですか。事業債が仮に使えなくて損失が出て、その損失は明らかに受注者の責任となった場合に損失分を請求できるよう、この契約に何か盛り込めないだろうかということを担当課は検討していなかったのか。

田島文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 事前の弁護士への相談について、把握している限りでは、事業債に関して年度がまたがった事業について適用できるかという相談をした事例は、今のところはありません。また、工事が年度を越えてしまい地方債を使えなくなったときの損害賠償など契約に載っていないところについては民法上の損害賠償の考え方を取ることになります。こちらの共通約款上では、損害賠償額の予定という形で、契約期間を過ぎて工事が遅延してしまった場合にはこれだけ

の金額を請求するという規定があります。基本的にはこの約款によるどころではありますが、一般的に、重過失や故意によって遅延が起きた場合などには約款の規定を超えて請求できるケースがありますので、事案が生じる際には顧問弁護士などと相談しながら解決していく事態になるかと思っております。

宮本政志委員 今、答弁が二つあった。前者は僕の質疑に対するものではないね。つまり、事業債が延期された場合どういうふうに活用できるかを弁護士に聞くということは質疑していない。この答弁は質疑の答弁と違っています。もう一つおっしゃったこと、正にそこなんです。先ほど民法などとおっしゃったけど、上限が定まっているんだから、それを超えた部分に関しては免責される。ここは司法の場じゃないからこの解釈を議論してもしょうがないんだけど、大きな損害が出たときのことを考えると甘いと思いました。それはぜひ今後、建築審査会は関係なく、建築審査会の約款が全てをカバーできているわけじゃあないので、何が市民にとってベストな契約になるのか、つまり責任が明確に把握できるような契約書をつくるべきなので、その辺りを担当課で今後検討していただきたいです。そして、第13条も気になるんですよ。設計図書に品質が明示されていない場合には中等の品質でよいと。これは例えば、設計図書の中から漏れていたり意図的に入れていなかったりした場合、品質を定めていないから、品質は中等でいいということですよ。ということは、そういう過失等も含めて、「中等」とはどう受け止めたらいいのか。

泉本監理室長 基本的に設計書には同等品以上というように示されていると思いますが、そういう記載がない場合は中等でよいということです。基本的にはJIS規格等がございますので、そういう規格等にのっとりしたもの、または「建設物価」等の物価本に載っており、その性能を持っていると判断できれば採用していくようになると思います。ですから、公共工事においては、そのような基準や実績などを踏まえて採用していくと思っております。

宮本政志委員 第27条の工事材料について生じた損害が気になるんだけど、担当課とか職員とかの中で、そういうものをきちんと把握できる職員がいるのか。いない場合はどこかに外注するのか。

泉本監理室長 建築士や電気技師の職員で十分判断できるものと思っております。

白井健一郎委員 先ほどからの繰り返しになるんですけど、工期が令和9年3月31日を超えて、令和9年度に入った場合、事業債を使えなくなったらそれが損害かどうかという話ですよ。約款の第49条、発注者の損害賠償請求のところに、これによって生じた損害を賠償することができるかとあるんだけど、その損害の中に含まれるかどうか。ここは別に民法の話合いじゃないのでいいんですけど、例えば、相当因果関係に含まれるとかそういう話だと思うので、やっぱり弁護士に話を伺っておかないといけない。いざというときに受注者に対して請求できないとなつて、それでその不利になった損害を市民が税金で被るのか。やっぱりこれは何千万円という単位だったらかなり問題だと思うんですよ。その辺はどうお考えでしょうか。

篠原協創部長 白井委員が御指摘の事象なり状況なりになった場合には、しっかり弁護士と相談してこの約款に基づいての判断ができるかどうかも含めて相談していきたいと思っております。

伊場勇副委員長 工事金額の変更や工期の延長がある場合にはそれなりの理由があろうと思います。物価高騰等のやむを得ない事情もあろうと思います。例えば、部品とか部材とかの値段が上がったなどの場合には、受注者から相談があつてお互いの合意の下で決められるんでしょう。そういった場合、先方が出してきたものを適切にチェックできるよう、専門的な知識を持った職員とか、第三者機関とかの体制はあるんですか。受注

者の言うことをうのみにしているとは思わないんですけど、どういうことを経て対応していくのか、教えてください。

山本建築住宅課主査兼建築係長 先ほど副委員長がおっしゃられましたものは、インフレスライドというものになります。インフレスライドは、物価上昇により単価に変更が生じたとき、受注者側から提出されるものです。それに対して私どもは、刊行物単価の物価の上昇率や他の見積書等と比較して妥当かどうかを判断してから単価変更に臨みます。

伊場勇副委員長 いろいろな状況があろうかと思いますが、原因によってチェックできる体制が市役所の中にあるということによいですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 判断できる体制はあります。

大年恒夫委員 仮契約書に戻るんですけど、請負代金額の内訳のところを受注者は「次表、左欄に掲げる各会計年度において」と書いてあって、その次に「同表中欄に掲げる出来高予定額」とあるんですが、中欄がない気がするんですが、これはどういうことですか。

中岡英二委員長 暫時休憩します。

---

午前 9 時 4 1 分 休憩

---

---

午前 9 時 4 7 分 再開

---

中岡英二委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を続けていきます。執行部の答弁をお願いします。

山本建築住宅課主査兼建築係長 「同表中欄」とは、同表中の欄に掲げるという意味であります（後刻、訂正あり）ので、支払額の 9, 6 0 0 万円や

1億4,000万円のことを指します。

伊場勇副委員長 入札の見積り結果情報閲覧の資料を出していただいているので、この質疑なんですけど、せつかく監理室に来ていただいているので。機械設備工事のところは、1者が落札、公募をしたということなんですけど、第1回、第2回に至る経緯について詳しくお聞かせください。

泉本監理室長 この入札におきましては、JV、いわゆるジョイントベンチャー、つまり共同企業体で2回の公募を行っております。1回目につきましては、市内業者、準市内業者、県内本社の業者で管工事ができるところを予備指名しております。予備指名を行った中で共同企業体自主結成していただいて入札に参加していますが、これが1者しかございませんでした。これはあくまで公募型指名競争入札という方式を取っております。1者で入札するという条件は出しておりませんでしたので、中止いたしました。2回目については、当然同じように公募するわけですが、これに準県内事業者を足して範囲を広げた中で公募しております。この中には1者での入札を認めるという公募条件をつけております。これは今回の事業が年度内に契約をしなくてはいけない等の制約があったため致し方ないという判断に基づいて、1者入札を認めているところです。この1者入札につきましては、ほかの自治体でも工期や事業の重要性等を勘案して認めているケースがございますので、本市についてもそのような判断から今回の入札を行ったところであります。

藤岡修美委員 共同企業体で公募する要件をお聞きしたいと思います。

泉本監理室長 今回の機械設備工事につきましては、予定価格が1.5億円を超えておりました。1.5億円を超えれば、本市では共同企業体で発注すると取り決めております。

藤岡修美委員 当初は市内業者で公募されて1者であったと。市内の管工事業

者はもっとたくさんいると思うんですけど、なぜ1者でやったのか、監理室としてはどう判断されたんでしょうか。

泉本監理室長 今回の工事は特殊でしたので、市内だけでなく県内業者までを入れて工事していただこうと判断したところですよ。また、工事の完工高も考慮しています。受注された業者は特定建設業を持っておられ、十分な完工高も上げておられますので、この工事に関しては完工できるであろうと判断しております。

藤岡修美委員 機械設備工事については調査基準価格が採用されて、建築主体工事については最低制限価格になっております。結果を見ると、最低制限価格を下回った共同企業体が失格となっております。調査基準価格、最低制限価格が工事によって違っている辺りの説明をお願いします。

泉本監理室長 最低制限価格につきましては、それを下回ると適正な履行ができないと判断しております。品確法のことやダンピング防止という観点もあろうかと思えます。こちらの調査基準価格につきましては機械物ですので、ある一定度の幅があると考えております。土木工事のように明確に決まった内容ではなく、材料などにある程度の裁量があるものと考えておりますので、調査基準価格、それに対する判断基準価格を設けて入札を行っているところですが、これに関しても品確法やダンピングの防止のことを考えております。

藤岡修美委員 建築工事については最低制限価格、管工事については調査基準価格を採用している根拠を教えてください。

泉本監理室長 答えが重なるところがございますけれど、土木工事、建築工事においては、それを下回ると適正な工事ができないと判断できると考えます。そこが大きな判断基準です。調査基準価格を設ける場合、ある一定の範囲があり、例えば電気のボックスを作成する工事では、工事価格

に一定の裁量があると思いますので、価格の差が出てきても工事は履行できると判断して調査基準価格を設けておるところです。

藤岡修美委員 県や他市の入札においても、建築工事については最低制限価格、管工事については調査基準価格を採用しているという理解でいいですか。

泉本監理室長 他市の状況を調査したことはございませんが、基本的にはそのようにしておられると思っております。

伊場勇副委員長 市民体育館整備事業について、6月定例会のときにはまだ入札前だったので、各工事が幾らとは教えてもらえませんでした。もう入札は済んだということで、空調の新設工事、換気設備の更新、特定天井の解消、トイレ・シャワー室の更新について、それぞれおおよそ幾らの工事なのか、教えてください。

山本建築住宅課主査兼建築係長 直接工事費の額になりますが、空気調和設備に約1億7,000万円、換気設備に約1億円、衛生設備に約2,400万円、撤去工事に約300万円かかります。

伊場勇副委員長 特定天井の解消とトイレ・シャワー室の改修にはそれぞれ幾らですか。

明神建築住宅課建築係主任 特定天井改修工事として約6,600万円です。

山本建築住宅課主査兼建築係長 トイレとシャワーにつきましては工事費が入り組んでおりましてすぐに明確には出てきません。

中岡英二委員長 時間がかかってもいいですから、確認してください。それでは、暫時休憩します。

---

午前10時1分 休憩

---

---

午前10時7分 再開

---

中岡英二委員長 休憩前に引き続き、委員会を進めていきます。

山本建築住宅課主査兼建築係長 直接工事費ではなく、共通費や消費税を含めた額でいきますと、トイレ工事で9,500万円、シャワー工事で約100万円、空調工事で2億5,000万円、換気扇工事で8,900万円、特定天井で1億6,000万円となります。

伊場勇副委員長 この議案については資料が出ましたし、いろいろな質疑がありましたので、自由討議の時間が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

中岡英二委員長 副委員長から自由討議の提案がありました。異議はありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは一旦休憩しまして、自由討議に入ります。暫時休憩します。

---

午前10時10分 休憩

---

---

午前10時15分 再開

---

中岡英二委員長 休憩前に引き続きまして、議案第103号、議案第104号についての自由討議を行います。

宮本政志委員 第103号、第104号の請負契約の締結について、仮契約書を見て、非常に不安な部分がありました。担当課の説明をお聞きする中で、ほとんどの部分は理解できるんだけど、今回は緊急防災・減災事業

債の関係で、工事が令和8年度までに完了しないと有利な事業債が使えなくなる可能性がある。その場合の責任をどうするのか、なかなか明確に表すことができない。今後、担当課がしっかりそういったところを想定して、あるいはそれ以外もいろいろなところを想定して、契約書の見直しが必要だと思いました。

伊場勇副委員長 契約書の見直しというか、約款の見直しになるんでしょうか。中央建設業審議会のを踏襲して使っていると思うんですけど、それに対して、事業債の責任は何が起こっても基本的には発注者にあるという言質が取れたし、そういうところのことも踏まえてのことですか。

宮本政志委員 今回は契約や約款の内容で気になったところはしっかり答弁で確認できた。けど、やはり議会の構成員が変わったり、担当課が変わったりした場合でも大丈夫なように、新たな約款、契約書の様式が必要だと言いたいんです。

藤岡修美委員 工期が遅れたことについて業者に対して損害賠償請求できるという規定が約款の第49条にあるんですけど、宮本委員の言うことは、今回は緊急防災・減災事業債を活用するから、それを加味して見直すべきということでしょう。宮本委員の意見は分かります。ただ、今回気になるのは、分離発注、つまり建築主体工事、機械設備工事、それから電気設備工事と、三つの業者が入ってくるような形で発注しているので、その辺りでなかなか錯綜するというか、お互いの事情で工期の調整等々が出てきてその辺の難しさはあると思うので、その辺りをしっかり管理していただいて、工期内に納めていただくということを望みたいと思います。

北永千賀委員 緊急防災・減災事業債を使って令和9年3月19日までの契約期間となっており、この事業債を使わないと意味がないので、工期をしっかり守るということを約款に書いていないのは少し問題があると思

ます。なので、契約書に書けるのであれば、やはり追加で書くべきだと思います。

大年恒夫委員　今回は工期の問題が一番大きいんじゃないかなと思うんです。監督職員を置かれると思いますので、その方がしっかり管理して工期内に終えてほしいと思います。

宮本政志委員　委員長、請負契約の締結の議案なので、もしそこから逸脱する意見と判断した場合には言ってください。特定天井関係の工事が1億9,000円、トイレ関係の工事は約9,000万円でしたね。最近問題になっていますが、男性用トイレよりも女性用トイレのほうが必要な面積が広いから基数がすごく少なくて、女性はいつも並ばないといけないということが社会問題になっています。設計の辺りについては、委員会としてどう思っておられますか。

中岡英二委員長　それは別の機会に審査しましょう。

伊場勇副委員長　トイレについては数が少し減るということになっていますよね。和式便所が洋式化する関係ですね。1階は手洗い場を工夫して便座の数は変わらないのですが、2階は便座が減ると聞いておりますので、また現地を見に行って、委員会として今後対応することは必要だと思います。

中岡英二委員長　副委員長が言われたように、現地を見て今後も調査していきたいと思います。（発言する者あり）

宮本政志委員　今後、入札か関係する議案が出たときにしっかり委員会が深掘りできるように、事前に委員会で勉強して審査したい。別段、今回の入札の過程、入札方式や最低制限価格、基準価格に問題があるとは思わなかったけど、疑義が解消されたので、この辺りはよかったと思います。

中岡英二委員長 執行部から資料が出されたので深い審査ができました。委員会に提出する資料については、これからもできるだけ分かりやすい資料を求めます。

伊場勇副委員長 このたび資料を準備いただきまして、非常に見やすかったです。入札結果が2回とも1者で通った経緯等は、議事機関である議会として確認しなければいけないことでした。仮契約書や設計書は、情報公開請求をしないと見られないものですよね。こういったところは議会だからこそ責任持ってチェックする内容になろうかと思います。契約、約款の内容を共有することができましたし、委員会審査がより深くなったことはとても素晴らしいことだと思います。事案はいろいろあると思いますが、できるだけこれ続けていく方向でいいんじゃないかと感じました。この契約の締結については、工期のこともありますので、できるだけ早急の着工がふさわしいと考えています。

中岡英二委員長 ほかに御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、暫時休憩します。

---

午前10時28分 休憩

---

---

午前10時45分 再開

---

中岡英二委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開します。建築住宅課から発言の訂正があります。

島津建築住宅課長 先ほど委員会の中で、契約書の内訳の同表中欄に関する質疑があったと思います。発言の訂正をさせていただきます。この内訳については、実際に下にある表とそごがございます。実際、今は右欄と左

欄しかなく、中欄がなくなっておりますので、この点については、契約書を訂正して実態に合わせたいと思っております。支払い限度額は各年度について決められておりますので、契約については間違いなく履行していただけるものとなっております。

伊場勇副委員長 市民体育館整備事業について分離発注されているということで、この理由を教えてください。

石田建築住宅課主査 分離発注の理由につきましては、このたびの機械設備工事は空調設備が主な工事になっております。過去に他課で空調設備工事を発注したことがありまして、そのときは無事に入札が成立しておりましたので、庁内で協議した結果、このたびの入札についても無事に入札が成立するのではないかとということに至り、分離発注をしております。

伊場勇副委員長 分離発注のメリットとしてはどういうことが考えられますか。

田島文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 主に受注者の数を増やすことができることが挙げられます。このたびも建築主体工事と機械設備工事についてそれぞれJVで2者ずつ市内業者様に携わっていただけるという結果に至っております。

中岡英二委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。それでは、議案第103号の討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第103号の採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。続きま

して、議案第104号の討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案第104号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中岡英二委員長 全員賛成で本件は可決すべきものと決しました。以上で委員会を終了します。お疲れさまでした。

---

午前10時48分 散会

---

令和7年（2025年）12月8日

総務文教常任委員長 中岡英二